

ハンドボールゴール（屋外用）の検査マニュアル

制定 平成 3年 2月15日

改正 2015年（平成27年）9月19日

一般財団法人製品安全協会

この検査マニュアルは、「ハンドボールゴール（屋外用）のSG基準：2015年9月19日改正」に基づいた検査を適切に行えるように定めたものであり、この検査マニュアルに疑義が生じたときは当該関係者、製品安全協会、委託検査機関等によって検討するものである。

I 適用範囲について

ここでいう「ハンドボールゴール（屋外用）」とは、屋外運動場、運動公園等で体育運動に使用する移動式・屋外用のハンドボールゴール（注1）（以下、「ゴール」という。）をいう。

注1) ゴールの寸法及びゴールに使用されるネット等に関しては、公益財団法人日本ハンドボール協会の競技規則に従う。

II 安全性品質について

1. 外観及び構造

(1) 基準[3.1.(1)]

- ア. 「仕上げは良好」とは、外観上の変形、変質、変退色、表面損傷等がないことをいう。
- イ. 「手指等が触れる部分」とは、使用時及び移動時を含め、ゴールを構成しているすべての部品について適用する。ただし、打込みくいの先端は除く。
- ウ. 「傷害を与えるようなばり、とがり等がないこと」とは、面取り、折り返し、端巻き、被覆等の処理が施されている状態をいう。

(2) 基準[3.1.(2)]

「著しく突出していないこと」とは、ボルトのねじ部にあっては先端がナットの厚さ以上に突出していないことをいう。

(3) 基準[3.1.(6)]

「単一材」とは、同一断面形状の材料で、かつ、ボルト・ナット等により機械的に接合されていない状態をいう。ただし、支持わくの取付け部は除く。

2. 強度

(1) 基準確認方法[3.2.(1)]

ア. ゴールを水平・平たんな試験面に静かに置く。ただし、試験面はクロスバーに所定の力を加えたとき、ゴールの接地面が沈み込まないような固い地面とする。

なお、軟らかい地面を使用する場合は、ゴール接地面の下に敷板等を置き、安定させてから試験を行うものとする。

イ. クロスバー中央に、長さ200mm、幅はクロスバーの幅と同等の寸法、厚さは約20mmの木製あて板を介して、800N (-0, +50N) の力(F)を鉛直方向に1分間加える。力を付加するには、重錘を用いるか、荷重計（図1参照）を有する付加装置またはこれと同等以上のものを使用する。

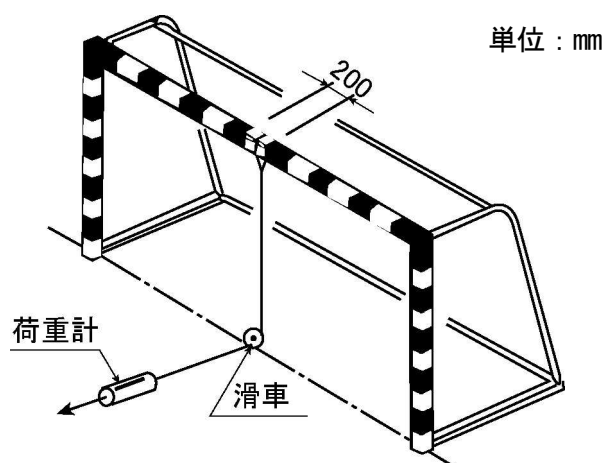


図1 クロスバーの強度試験方法の例

ウ. たわみ量の測定位置は、図3に示すようにクロスバーの下面から測定する。

測定機器は、ハイトゲージ、ダイヤルゲージまたはこれと同等以上の精度を有するものを使用する。

単位：mm

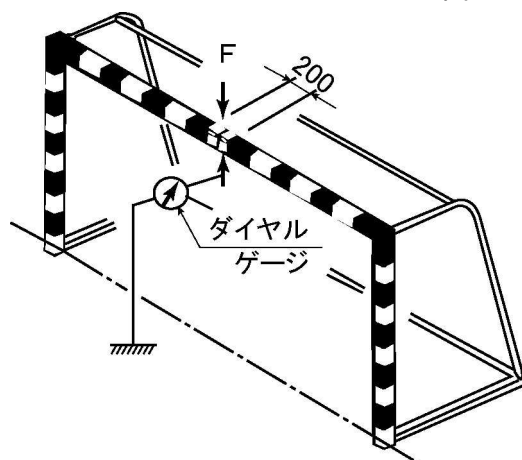


図2 たわみ量の測定方法（ダイヤルゲージを使用した例）

Ⅰ. 力を除去した後、クロスバー、ゴールポスト、接合部等に破損、著しい曲がり、ねじれ、緩み、ぐらつき等がないことを確認する。

(2) 基準[3.2.(2)]

「使用上支障のある変形」には、付加時のクロスバー及びゴールポストの著しいねじれ、変形等も含むものとする。

基準確認方法[3.2.(2)]

土台フレーム後部を取扱説明書の(3)(b)項または(3)(c)項に従って固定し、ゴールの両端より長さ約3mの2本のロープをV字形に張り、ロープの接点に水平方向に950N (-0, +50N) の力(F)を1分間加える。力を付加するには、重錘を用いるか、荷重計(図3参照)を有する付加装置またはこれと同等以上のものを使用する。

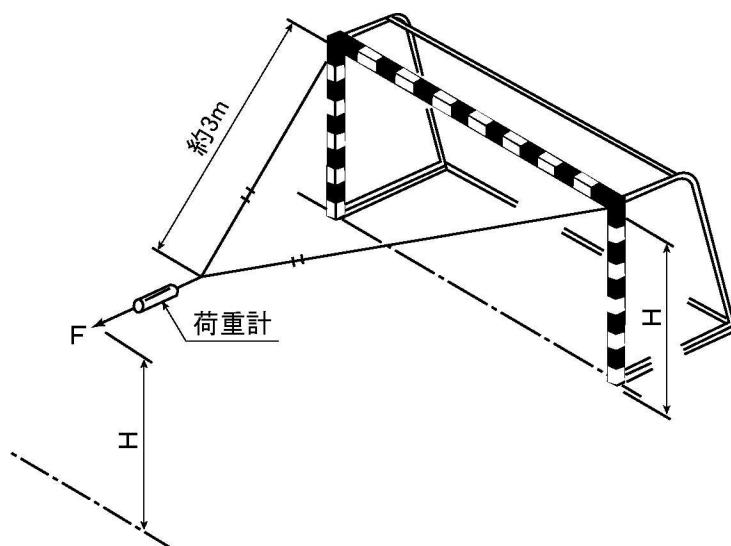


図3 ゴールの水平引張試験の例

(3) 基準[3.2.(3)]

「使用上支障のある変形」には、付加時のネット装着具の著しいねじれ、変形等も含むものとする。

基準確認方法[3.2.(3)]

7. ゴールは、2.(1)の基準確認方法のア項のような試験面に静かに置く。
- イ. ネット装着具にワイヤーロープ等を掛け、ネット装着具に対して鉛直下方向に100N (-0, +10N) の力を1分間加える。ただし、測定は任意のネットフック2個を選出して行うものとする。

力を付加するには、重錘を用いるか、荷重計を有する付加装置またはこれと同等以上のものを使用する。
- ウ. 力を除去した後、ネット装着具の接合部、ゴールポスト、クロスバー等に破損、著しい曲がり、ねじれ、緩み、ぐらつき等がないことを確認する。

3. 材料

基準[3.3]

7. 「さびの出るおそれのあるところ」とは、さびやすい金属表面または異種金属の接触する部分をいう。
- イ. 「防せい処理」とは、めっき、塗装等が施されている状態をいう。

Ⅲ 表示及び取扱説明書について

1. 表示

基準[4.1]

「容易に消えない」とは、手または布でこすったとき、消滅もしくははく離等がないことをいう。

2. 取扱説明書

基準[4.2.(6)]

7. 「安全点検」とは、施設、設備、器具、用具等の機能性と信頼性を維持するためのものであり、機能の低下等による事故を未然に防止するために行うものである。

安全点検には、日常点検、定期点検または必要に応じて実施する臨時点検（例えば、暴風雨、地震など）があるが、ここでは主として定期点検についての点検箇所、点検内

容及び点検時期を規定した。

- イ. 安全点検のときに異状がある場合は、その状態に応じて、修理、交換等を行う旨を記載する。
- ウ. 安全点検については、表1に従い点検表を作成すること。

表1 安全点検表(例)

管理者名：

ハンドボールゴール（屋外用） 年度安全点検表					点検結果				処	理	点 検 者 印	
項目	点検箇所	点検内容	点検方法 ²⁾	点検時期	正 常	調 整	補 修	交 換				
支 柱	ゴールポスト	垂直、破 損、変形、 さび	A		・	・						
					・	・						
	クロスバー	曲がり、破 損、変形、 さび	A	6 月 と	・	・						
					・	・						
	組立具合	ゆがみ 変形、外れ	A	6 月 と	・	・						
・					・							
支持わく	緩み、さび はがれ	A	6 月 と	・	・							
				・	・							
土台フレーム 後部フレーム	緩み、さび はがれ	A	6 月 と	・	・							
				・	・							
ネット 支持具	接合部	緩み、さび はがれ	A	3 月 と	・	・						
					・	・						
					・	・						
					・	・						
ネット 装着具	整合部	破損、き裂 変形	A	3 月 と	・	・						
					・	・						
					・	・						
					・	・						
固定具、 打込み くい または 重錘	固定具、打込み くい	変形、 打込み位置	A	3 月 と	・	・						
					・	・						
	重錘	破損、変形 設置場所	A	3 月 と	・	・						
					・	・						
備 考	注意ラベルに関しても項目追加のこと。											

購入日 年 月 日	備品番号	購入先	製造業者
--------------	------	-----	------

(注) 点検方法

A. 官能試験：目視、触感または適切な器具（例えば、拡大鏡等）によって調べる。

なお、比較の基準となる標準見本または限度見本が必要なときは、それに
応じて作製する。

◆オンサイト試験に関して

本品目は、下記に示すオンサイト試験の対象とする。

【定 義】通常は委託検査機関の設備で行う SG 基準の適合性試験を製造事業者が指定する場所
に委託検査機関の検査員が出向いて、その場所にある検査設備で行う試験。

【適用条件】検査品が大型で、委託検査機関に運んで検査することが困難な場合に行う。

【対象品目】サッカーゴール（移動式）、ハンドボールゴール（屋外用）、バレーボール支柱、バス
ケット台（移動式）

【試験設備】製造事業者は校正された試験設備（工場登録要件の検査設備）を準備し提供する。

【結果報告】適合性試験の合否判定結果（試験成績書）は、オンサイト試験においても通常の委託
検査機関の試験設備で行われる場合と同様に一般財団法人製品安全協会より製造事業者
に報告する。

【備 考】オンサイト試験において、問題や疑義等が生じた場合は、一般財団法人製品安全協会、
委託検査機関、当該事業者の協議で対応する。